

## 補助対象工事及び補助金額

建築物の次の箇所を整備する工事が対象となります。ただし、不特定多数の人が利用する部分のみの適用になります(従業員専用のトイレなど、バックヤード部分は補助対象外とします)。工事の詳細については、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則に規定する基準に該当したものです。

整備箇所	補助対象工事	補助金額
1 傾斜路	建築物の出入口までの敷地内の通路等に設置する傾斜路を設置する工事 【工事概要】 ・幅は内法120cm以上 ・勾配12分の1を超えない ・手すりを設ける 等	①整備費用が500,000円以上の場合 →500,000円×1/3の額 ②整備費用が500,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  ※ただし、千円未満の端数切り捨て
2 手すり	階段、廊下に高齢者、障がい者、児童等に配慮した高さの手すりを設置する工事 【工事概要】 ・1本の場合高さ75cmから80cm程度、2本の場合は60cmから65cm程度及び75cmから80cm程度 ・握りやすい形状とする 等	①整備費用が1,000,000円以上の場合 →1,000,000円×1/3の額 ②整備費用が1,000,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  ※ただし、千円未満の端数切り捨て
3 エレベーター	エレベーターを高齢者、障がい者等に配慮した構造とする工事 【工事概要】 ・戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置 ・車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 ・視覚障がい者が操作できる制御装置の設置 等	①整備費用が3,300,000円以上の場合 →3,300,000円×1/3の額 ②整備費用が3,300,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  ※ただし、千円未満の端数切り捨て
4 便所	便所を高齢者、障がい者等に配慮した構造とする工事 【工事概要】 ・車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置する ・出入口の幅は内法80cm以上 等	【車いす使用者の利用に十分な面積を確保したもの】 ①整備費用が1,000,000円以上の場合 →1,000,000円×1/3の額 ②整備費用が1,000,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  【上記以外のもの】 ①整備費用が700,000円以上の場合 →700,000円×1/3の額 ②整備費用が700,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  ※ただし、千円未満の端数切り捨て

## 補助申請時に必要となる書類

① 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金申請書	保健福祉総務課で配付しています
② 事業計画書	〃
③ 収支予算書	〃
④ 工事見積書	各自ご用意下さい
⑤ 位置図、平面図	〃
⑥ 整備項目表	保健福祉総務課で配付しています
⑦ 口座振込依頼書	〃
⑧ 市税完納証明書	各自ご用意下さい(証明書は各市町村税務関係窓口でとれます)



補助金に関するお問い合わせ・手続き窓口は…  
**宇都宮市役所 保健福祉総務課 企画グループ**  
 TEL 028-632-2919  
 FAX 028-639-8825